

秋田県公報

目 次	ページ
告示	
●地域森林計画の樹立(二六・水と緑推進課)	1
●地域森林計画の変更(二七、二八・水と緑推進課)	1
●大規模小売店舗の新設に関し聴取した意見の概要(二九・商業貿易室)	1
●都市計画事業の変更の認可の告示があった旨の公告(三〇・下水道課)	1
●道路の供用開始(三一・道路課)	1
●道路区域の変更及び供用開始(三二・道路課)	1
●道路の供用開始(三三・道路課)	2
●急傾斜地崩壊危険区域の指定(三四・河川砂防課)	2
●開発行為に関する工事の完了(三五・秋田地域振興局建設部)	2
公 告	
●土地改良区の役員の就任の届出(北秋田地域振興局農林部)	3
●県営土地改良事業の換地処分(山本地域振興局農林部)	3

定により、雄物川地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十年一月十五日

秋田県知事 寺田典城

「次のとおり」は省略し、農林水産部水と緑推進課及び関係地域振興局農林部森づくり推進課において縦覧に供する。

秋田県告示第二十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規定により、子吉川地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十年一月十五日

秋田県知事 寺田典城

「次のとおり」は省略し、農林水産部水と緑推進課及び関係地域振興局農林部森づくり推進課において縦覧に供する。

秋田県告示第二十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成二十年一月十五日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
たかのすモール
北秋田市栄字前綱五十八番一外
北秋田市市長の意見

二 大規模小売店舗届出書(平成十九年八月十七日付け)の大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に基づく設置者としての配慮事項を確実に履行すること。
下校時には出入口①及び④に交通整備員を配置し、児童生徒の安全通行に配慮すること。
北秋田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要
意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間
縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
北秋田市役所 産業部 商工観光課
縦覧期間

平成二十年一月十五日から同年二月十五日まで

秋田県告示第三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の変更の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十年一月十五日

秋田県知事 寺田典城

一 都市計画事業の種類及び名称
昭和六十三年建設省告示第二千三百三十五号鹿角都市計画及び小坂都市計画下水道事業米代川流域下水道(鹿角処理区)

二 施行者の名称
秋田県

三 事務所の所在地
秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部下水道課

四 事業地の所在
大館市川口字中川口一番地 北部流域下水道事務所

(一) 収用の部分 変更なし
(二) 使用の部分 変更なし

秋田県告示第三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成二十年一月十五日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間			
道路の種類	路線名	区	間
県道	野崎十文字線	横手市十文字町十五野新田字増田道東一〇八番三から一四五番五まで	

二 供用開始の期日 平成二十年一月十七日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦断する場所及び期間
(一) 場所 建設交通部道路課
(二) 期間 平成二十年一月十七日から同月三十日まで

秋田県告示第三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づ

告 示

秋田県告示第二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により、米代川地域森林計画をたてたので、同法第六条第六項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十年一月十五日

秋田県知事 寺田典城

「次のとおり」は省略し、農林水産部水と緑推進課及び関係地域振興局農林部森づくり推進課において縦覧に供する。

秋田県告示第二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項の規

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大館市花矢土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十年一月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

大館市粕田字村北十番地

花岡町字大森野七十九番地

粕田字道ノ上百十七番地

字上羽立東八十四番地

白沢字白沢三百三十二番地

積内内字長面二十二番地

字長面袋三十一番地

花岡町字神山百十九番地

字鳥内六十一番地

二 退任監事の住所及び氏名

大館市白沢字白沢三百五十九番地

積内内字長田二番地

粕田字清水川百十六番地一

三 就任理事の住所及び氏名

大館市粕田字村北十番地

花岡町字大森野七十九番地

粕田字上羽立東八十四番地

字道ノ上九十三番地

白沢字白沢三百三十二番地

花岡町字アセ石二十番地二

積内内字長面二十二番地

字長面袋三十一番地

花岡町字神山百十一番地

字鳥内六十一番地

四 就任監事の住所及び氏名

大館市積内内字長田二番地

白沢字白沢十五番地

粕田字清水川百十六番地一

佐藤 恭一

成田 常正

若狭 倫正

岩谷 典雄

若松 綱雄

渡部不二雄

佐々木成章

島山喜代寿

白川 正恒

成田 清美

成田喜四郎

佐々木成一

中村 弘美

佐藤 恭一

成田 常正

岩谷 典雄

山内 俊幹

若松 綱雄

山本 正

渡部不二雄

佐々木成章

白川 正恒

成田 清美

佐々木成一

安部 公雄

中村 弘美

盤整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成二十年一月十五日

秋田県知事 寺 田 典 城

平成二十年一月四日県営土地改良事業（中渡地区担い手育成基

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄